

五島市社会福祉協議会修学旅行参加促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、小・中学校の要保護・準要保護児童・生徒に対して、修学旅行のこづかいの一部を助成することにより経済的負担を軽減し修学旅行参加を促進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、五島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(助成等)

第3条 小・中学校は、修学旅行に参加する要保護・準要保護児童・生徒の名簿を添付し本会へ申請するものとする。

2 本会会長は、社会福祉事業助成金交付要綱により一人あたり3,000円の助成金を交付するものとする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるものを除き、本事業の実施に関して必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。